

令和2年度経営所得安定対策における水田活用の直接支払交付金単価について

令和2年度水田活用の直接支払交付金単価の案が決まりましたのでお知らせします。

なお、産地交付金2階部分の単価や交付要件については

国の承認により正式な決定となるため、内容等が変更になる場合がありますのでご了承ください。

(単位:円/10a)

対象作物および助成区分等		全国一律単価 1階部分	産地交付金 2階部分(以内)				合計金額(以内)
大豆	10ha集積+6ha団地	35,000	団地	18,000	集積	8,000	61,000
	10ha集積+3ha団地	35,000	団地	13,000	集積	8,000	56,000
	10ha集積	35,000				8,000	43,000
	10ha未満	35,000				0	35,000
麦		35,000				0	35,000
飼料作物		35,000				0	35,000
加工用米		20,000				0	20,000
新市場 開拓米	単年契約の場合	0				20,000	20,000
	複数年契約の場合 ※1	0				28,000	28,000
飼料用米※2 米粉用米	単年契約の場合 ※3	55,000~105,000				0	105,000
	複数年契約の場合 ※1	55,000~105,000				12,000	117,000
WCS		80,000				0	80,000
そば・なたね		0				20,000	20,000
①美郷ブランド10品目		0				38,000	38,000
②美郷町振興野菜		0				27,000	27,000
③その他野菜		0				6,000	6,000
野菜等50a団地(上記①②③に対する加算)		0				3,000	3,000
果樹(新植5年後まで)		0				11,000	11,000
たばこ・小豆等		0				6,000	6,000
生菜		0				40,000	40,000
耕畜連携助成(わら利用・資源循環)		0				4,000	4,000
地力増進作物(ほ場整備)		0				20,000	20,000

・大豆、県重点推進野菜(枝豆、ネギ、アスパラガス、トマト、キュウリ、スイカ)、飼料用米については前年度から30a以上拡大し、生産性向上対策を実施した場合、拡大面積に対して上乘せ加算を予定しています。【県推進枠1】

※1 令和2年産米から結ぶ3年以上の複数年契約が対象となります。

※2 飼料用米・米粉用米については、多収品種加算(12,000円/10a)が廃止され、複数年契約加算(12,000円/10a)が創設されます。

※3 多収品種・一般品種問わず対象となります。

その他不明な点については下記までお問い合わせください。

問 美郷町地域農業再生協議会事務局(町農政課内) ☎0187(84)4908

農地等を宅地等に転用する場合は手続きが必要です

農業振興地域内の農地等(農用地区域)を宅地等に転用する場合は、農用地区域から除外する手続きが必要です。除外手続きには通常約4カ月半から6カ月間を要することから、長期的な計画のもとで手続きを進めていく必要があります。やむを得ず、農用地区域の農地等を利用して住宅を建築するなどの事業を行わなければならない場合は、お早めに下記までご相談ください。

※除外目的や農地の条件などによっては、除外できない場合もあります。

農業振興地域とは

農業の健全な発展と国土資源の合理的な活用の観点から、おおむね10年間にわたって総合的に農業の振興を図るべき農用地と位置付けられた地域のことです。

町では農業施策などを計画的に進めていくため、「美郷農業振興地域整備計画」を定めています。この計画では、六郷地区の都市計画用途区域および一部区域を除いた美郷町全域が農業振興地域となっています。

今回の農業振興地域整備計画の変更(除外・用途変更)申し出の受付期間は**4月1日(水)から4月30日(木)まで**です。

※申し出の際は、事前に下記までご相談ください。

申・問 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

美郷町農業施策説明会を開催します

日時●3月19日(木) 午前10時～正午
会場●美郷町公民館 ホール
対象者●町内の農業者等

内容●令和2年度の農業施策について
東北農政局秋田県拠点、秋田県仙北地域振興局、美郷町地域農業再生協議会

問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

農業委員会

農業委員を募集します

現在の農業委員の任期が令和2年7月19日をもって満了となるため、農業委員の候補者を募集します。

募集期間●4月1日(水)～4月30日(木)

募集人数●17名

任用期間●3年間
(令和2年7月20日～令和5年7月19日)

応募方法●推薦(※)または自らの応募
※農業者または農業者が組織する団体その他の関係者による推薦に限ります。

「募集要項」「推薦・応募用紙」は町農業委員会事務局の窓口にて備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

申・問 町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913

美郷町農地(田)賃借料情報

町農業委員会では、農地法第52条に基づき「賃借料情報の提供」を行っています。今回の情報は平成31年1月から令和元年12月に農業委員会を経由して契約等がされた賃

借料を集計した数値です。ほ場の面積や形状、収量、日照、水利条件などを勘案して貸手と借手の両方で協議のうえ、賃借料を決定する目安としてご活用ください。

【美郷町賃借料:田】 ◆平成31年1月～令和元年12月

	平均額	総筆数	最高額	筆数	最低額	筆数
千畑地域	12,500円	299	20,000円	10	5,000円	6
六郷地域	12,200円	140	19,000円	17	5,000円	2
仙南地域	11,900円	314	17,000円	8	5,000円	6
町全体	12,200円	753				

問 町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913 またはお近くの農業委員へ

福祉保健課

学生として転出する場合は「マル学保険証」の手続きが必要です

美郷町の国民健康保険に加入している方が、高校・大学等に就学するために美郷町以外の市区町村に転出する場合、特例により引き続き美郷町の国民健康保険を使うことができます。

※マル学保険証の手続きがないと美郷町の国民健康保険を引き続き使うことができないのでご注意ください。

(新しく「マル学保険証」が交付されます)

※学校教育法に規定する学校・専修学校・各種学校のほか、これらの学校等と同程度の教育を行う教育機関も含まれます。

「マル学保険証」の記載内容が変わった場合

「マル学保険証」に記載されている住所や氏名は、交付申請時または更新時に届け出のあった内容です。年度途中で転居したり、氏名が変わった場合は下記までご連絡ください。

【必要書類】

初めてマル学保険証の交付を受けるとき

- ・在学証明書 ・国民健康保険被保険者証 ・認印
- ・個人番号(マイナンバー)の分かる書類(通知カード等)

マル学保険証を更新するとき

※毎年更新手続きが必要です。なお、マル学保険証の交付を受けている方には、更新手続きに関する通知を3月下旬に送付します。

- ・新年度の在学証明書または学生証の写し等(学校名および学生であることが確認できるもの)

※編入等で学校が変わった場合は、編入先の在学証明書が必要です。

- ・国民健康保険被保険者証 ・認印
- ・個人番号(マイナンバー)の分かる書類(通知カード等)

申・問 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907